

受講約款

第1条 (契約の成立) 1. 受講申込者(以下「申込者」という)は、デジタルハリウッド株式会社(以下「本校」という)の運営するデジハリ・オンラインスクールのwebサイト(<http://online.dhw.co.jp/>)に掲載された講座詳細(以下「講座詳細」という)の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本校に対して受講の申込みを行い、本校はこれを承諾します。以下、本項に定める受講に関する契約を「受講契約」といいます。2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当するときは、各要件を充たすことを条件として受講契約が成立するものとします。受講契約成立後、申込者は「受講生」となります。(1) 申込者が未成年であるときは、親権者の同意があること。(2) 納入金の支払いにクレジットを利用する場合は、クレジットの契約が成立すること。(3) 年齢、資格など受講条件のある講座にあつては、受講条件を充たしていること。(4) インターネット等の通信手段を通じて提供される講座を受講するために必要な通信機器、通信回線及びその他の設備を申込者の費用と責任において準備できること。(5) 本校との連絡に必要な受信可能な自己名義のメールアドレスを保有していること。(6) その他各講座の講座詳細などに定められた条件を充たすこと。

第2条 (拒否事由) 本校は、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申込みをお断りすることがあります。(1) 申込者が、第1条第2項各号に掲げる要件を充たさず、あるいは充たさないおそれがあるとき。(2) 本校所定の期日までに入学金、授業料、その他講座詳細に記載された金額を支払わなかったとき。(3) その他、本校が不適当と認めたとき。

第3条 (講座の提供及び対価の支払) 1. 本校は受講生に対し、本校の定める講座の中から、申込者が選択した講座の講座詳細記載の内容の講座を提供します。2. 受講生は、本校が定める受講明細に従い、入学金、システム利用料及び教材費等の、募集要項に記載された受講の対価(以下「受講料等」といいます)を、本校の指定する期日までに支払うものとします。

第4条 (学習指導の形態) 本校の講座の提供方法は、以下に掲げる方法にて行うものとします。ただし、講座内容によっては、一部の方法による提供がなされない場合もあります。(1) 放送、有線放送、インターネットその他の通信手段により、生中継または録画の方法により、複数の受講生に対して授業を配信等します。(2) 講師が、受講生に対してメール、その他インターネット等を通じて指導を行います。(3) 教材を提供しない貸与(電子的な方法を含みます)して、受講生が自習学習を行い、学習の進捗状況に応じて、インターネットなど通信回線を介し、講師が受講生に対して指導を行います。

第5条 (受講開始日) 1. 申込者が選択した講座の講座詳細に受講開始日が定められている場合は、申込者の受講の有無にかかわらず、定められた日をもって受講開始日とします。2. 申込者が選択した講座の講座詳細に受講開始日が定められていない場合は、原則として次条に定める視聴開始日を受講開始日とします。

第6条 (視聴開始日) 本校は、受講開始日とは別途、講座の受講が可能となる視聴開始日を定めるものとします。

第7条 (教材の配布) 講座において、事前に配布が必要な教材がある場合は、やむを得ない事情がない限り、受講生が申込時に選択した講座の受講開始日前日までに教材を配布するものとします。なお、講座の受講開始日前日までに教材を提供できなかった場合には、講座受講に支障が生じないよう、すみやかに提供するものとします。

第8条 (学習管理システムアカウント及びパスワードの管理) 1. 本校は、受講生による学習管理システムの利用を承認した場合、受講生に対して、講座を受講するための学習管理システムアカウント(以下「アカウント」といいます)及びパスワードを発行します。受講生は、自己の責任においてアカウント及びパスワードを管理するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買その他一切の処分をしてはならないものとします。2. 本校は、アカウント及びこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによって当該アカウントを管理する受講生が被る損害については、一切の責任を負いません。3. アカウント又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は受講生が負うものとし、本校は一切その責任を負いません。4. 受講生は、アカウント又はパスワードが盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を本校に通知するとともに、本校からの指示に従うものとします。

第9条 (受講環境) 1. 講座を受講するために必要な通信機器、通信回線、その他付随する受講環境等の準備及び維持は、受講生自らの費用と責任において行うものとします。2. 受講生の受講環境のため、受講生が講座を受講できなかったとしても、本校はその責任を負わないものとします。

第10条 (講座付随イベント等) 講座に付随してイベント及びゼミナール等(以下「イベント等」という)がある場合、イベント等に参加する受講生は、参加に必要な交通費、通信費等の必要経費については受講生自らの費用と責任において手配、負担するものとします。

第11条 (受講期間) 受講期間は、受講生が選択した講座の講座詳細に記載された期間とします。なお、申込者は受講期間内においてのみ受講することができるものとします。また、受講契約の期間は申込日から受講終了日とします。

第12条 (受講生による中途解約) 1. 申込者ないし受講生は、受講申込日から8日間以内に限り、第13条に定める方法にしたがって、受講契約を解約することができるものとし、本校は受領済みの受講料等を返還するものとします。2. 申込者ないし受講生は、受講申込日から8日間経過後であっても、第13条に定める方法にしたがって、受講契約を解約することができるものとします。なお、解約した場合において、本校は、受領済みの受講料等から本校所定の解約事務手数料(15,000円)を控除した上で、残額を返金します。3. 前項の規定にかかわらず、申込者ないし受講生は、教材等を受領した日及び受講開始日以降においては、受講契約を解約することはできません。4. 受講料等の返還に要する支払手数料等(受講生がクレジット等を利用した場合の、取消料等を含みます)は、受講生の負担とします。

第13条 (解約の方法) 前条による契約の解除は、受講生が契約を解除する旨を、本校が定める書式により、電子メールまたは書面を郵送する方法で本校に提出することにより、行うものとします。

第14条 (役務を提供できないときの取り扱い) 本校は、受講生の契約した講座が提供できないときは、可能な限り同一の条件による他の講座への振替を行うものとします。

第15条 (著作物の利用) 1. 受講生は本校に対して、本校のカリキュラムの一環として制作した画像、動画、音声等の著作物(以下「課題作品」といいます)の全部又は一部につき、本校の広報・業績・紹介目的での任意かつ無償の利用を非独占的に許諾します。その際、本校は著作者の氏名の表示を省略するとともに、利用目的に必要な範囲において修正等することができるものとし、受講生はこれに異議を唱えないものとします。2. 受講生は本校に対して、課題作品が第三者の著作権、商標権、特許権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないことを保証します。万一、課題作品につき第三者の権利を侵害するとして争いが生じた場合、受講生は自ら費用と責任においてこれを解決するものとします。

第16条 (遵守義務) 1. 受講生は、本約款、講師及び本校のスタッフの指示や指導を遵守するものとします。2. 受講生は、講座ないし本校の運営に対して妨害となる行為、本校を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行わないものとします。3. 受講生は、本校から提供された教材、ソフトウェアプログラム等に関する著作権、特許権、利用許諾契約等を尊重するものとします。万一これに反して本校あるいは第三者の権利を侵害した場合、受講生の費用と責任において、当該損害を賠償するものとします。

第17条 (処分) 受講生が本約款に違反し、本校が注意ないし改善を勧告したにもかかわらず、受講生において改善のない場合は、講座の提供と停止し、又は受講契約を解除することができるものとします。また、当該停止ないし解除により受講生に損害が生じた場合であっても、本校はこれを賠償する義務を負わないものとします。

第18条 (個人情報の利用について) 本校は、受講生から個人情報を取得した場合には、当該個人情報を、本校が別途定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第19条 (免責) 1. 本校は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、講座の提供を一時的に停止する場合があります。受講生はこれを免責します。(1) 講座配信用設備の故障等により、保守、点検、修理等を行う場合(2) 運用上または技術上の理由がある場合(3) 停電、通信設備の故障、講師の死亡・病気、その他天災地変などの不可抗力による場合 2. 本校が提供する講座は、受講生の能力を開発するために提供されるものですが、それにより何らかの成果を保証するものではありません。

第20条 (紛争の解決) 1. 本約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。2. 本約款に関して、本校と受講生との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 (本約款の有効性) 1. 本約款の各条項の全部または一部が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、当該条項の無効と判断された部分以外の部分及び本約款のその他の規定は、有効とします。2. 本約款の各条項の一部が、ある受講生との関係で無効とされ、または取り消された場合であっても、その他の受講生との関係においては、本約款は有効とします。

第22条 (約款の変更) 本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

【お問い合わせ・相談窓口等】

お問い合わせ、ご相談は、下記にご連絡ください

デジタルハリウッド株式会社

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4F

デジハリ・オンラインスクール

電話：【03-5289-9267】 e-mail：【os@dhw.co.jp】